



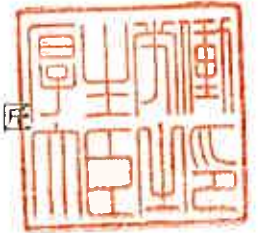
厚生労働省発基安0527第1号

令和元年5月27日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 根本



別紙1「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙2「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業のうち、船員室の新設、増設等により総トン数が五百トン以上となった船舶（五百トン未満のものに限る。）において揚貨装置を用いないで行うものを、作業主任者を選任しなければならない作業から除くこと。

第二 施行期日等

- 一 この政令は、公布の日から施行すること。
- 二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業のうち、作業主任者を選任しなければならぬ作業から除くものに係る労働安全衛生法施行令第六条第十三号の厚生労働省令で定める船舶を、船員の育成及び確保に資することを目的とする船員室の新設、増設等により総トン数五百トン以上五百トン未満となったと認められる船舶とすること。

第二 この省令は、公布の日から施行すること。